

令和6年4月

定例教育委員会会議録

十日町市教育委員会

令和6年4月定例教育委員会会議録

1 開催日時、会場

令和6年4月24日（水） 13時30分～14時40分
川西庁舎 4階 第1研修室

2 出席

渡辺正範教育長、浅田公子委員、廣田公男委員、渡邊奈々子委員、川崎正男委員

3 説明のため出席した者

教育文化部長（滝沢直子）、教育文化部副参事（鈴木政広）、教育総務課長（玉村浩之）、
学校教育課長（藤田剛）、指導管理主事（渡邊正文）、生涯学習課長（樋口具範）、スポーツ振興課長（数藤貴光）、文化財課長（菅沼亘）、森の学校キョロロ副館長（小海修）

4 会議の内容

（1）会議録署名委員の指名

署名委員：渡邊委員、川崎委員

（2）報告事項

① 共催・後援等報告

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

各担当課長

- ・資料に基づき説明

② 報告第1号 十日町市理科教育センター運営委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

藤田学校教育課長

- ・資料に基づき説明

（特に質疑なく了承した）

③ 報告第2号 十日町市中学校部活動指導員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

藤田学校教育課長

- ・資料に基づき説明

渡邊委員

- ・学校側から申請があつての対応なのか。

藤田学校教育課長

- ・そのとおりです。

川崎委員

- ・昨年度は何人か。

藤田学校教育課長

- ・昨年度も3人です。

川崎委員

- ・昨年度と人数は変わっていないが、今後、地域部活動の関係で人数はどのようになるのか。

藤田学校教育課長

- ・今後は、平日・休日の地域移行も考慮し、予算も踏まえ検討しなければならない。

川崎委員

- ・表に名前が挙がっていない方でも、協力的に部活動の指導をされている方がいる。そのような方にも光が当たるようにお願いしたい。

藤田学校教育課長

- ・承知しました。

浅田委員

- ・任期が9月30日までとなっているが、半年でよいのか。

藤田学校教育課長

- ・3年生が引退するあたりまでということで、半年間に設定している。ちなみに、月20時間の予算計上をしている。あと、昨年度の部活動指導員は4名でした。訂正します。

(以上の質疑の後了承した)

④ 報告第3号 十日町市公民館分館長及び公民館分館主事の任命について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

⑤ 報告第4号 十日町市公民館運営委員及び十日町市公民館分館運営委員の委嘱について

渡辺教育長

- ・事務局の説明を求めた。

樋口生涯学習課長

- ・資料に基づき説明

(特に質疑なく了承した)

(3) 議決事項

①議案第1号 十日町市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について

渡辺教育長

- ・議案第1号を上程し、事務局の説明を求めた。

玉村教育総務課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・教育委員会の許可について、教育長が申請するわけだが、実際にどのような手続きで許可をするのか。

玉村教育総務課長

- ・教育長本人が決裁して許可するということとはできないと考えているので、教育委員会での議決が必要となります。

廣田委員

- ・ということは、職務代理者が議長になって議決をするということか。

玉村教育総務課長

- ・そのとおりです。

渡邊委員

- ・この規定は今までなかったわけだが、実際、今までこの規定に触れることはなかったのか。

玉村教育総務課長

- ・基本的には私企業等に従事している方はいないと思っている。ただ、営利企業に従事するということのほかに、営利企業の従事制限というところで、役員の収入のほか様々な収入を得ることが考えられ、これが該当となるわけです。農業の場合、自家用だと営利とはみなされないが、大規模の場合、営利となり得るので今回制定する。

渡邊委員

- ・教育長が、顧問とか評議員などの地位になる場合、教育委員会の許可が必要だということですね。

玉村教育総務課長

- ・〇〇建設とか〇〇工業とかの役員や顧問に就任する場合、申請が必要であり、また、企業でなくても収入を得る可能性がある場合は申請が必要であるということです。

廣田委員

- ・一般職員が区長になるとき、一般職員の規定で許可を受けるが、それも該当となるのか。

玉村教育総務課長

- ・個別のケースはそれぞれ調べて判断しなければならない。

廣田委員

- ・一般職員と何か違うのか。

玉村教育総務課長

- ・基本的には一緒ですが、根拠法令が違います。一般職員は「地方公務員法」で、教育長は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」です。

浅田委員

- ・3条（3）で「不適當でない」と認められる場合」とあるが、わかりづらい。ほかの表現にできないか。

玉村教育総務課長

- ・ほかの自治体も若干表現の違いはあるが、同様の書き方をしている。

渡辺教育長

- ・（1）（2）に該当しない場合でも、全部個別に判断するものも含めているということです。表現上、難しいことになるが、条文は一般的な文章と違ってわかりにくいものである。

（以上の質疑のあと決定した）

②議案第2号 十日町市コミュニティ・スクール推進協議会設置要綱の制定について

渡辺教育長

- ・議案第2号を上程し、事務局の説明を求めた。

藤田学校教育課長

- ・資料に基づき説明

廣田委員

- ・第1条の2行目「各校または各中学校に設置される」とあるが、単体の学校運営協議会が「各校」で、中学校区の学校運営協議会が「各中学校」と読み取れるが、わかりづらい。例えば、「各校」だけでもよいと思う。これが一番正しい表現なのかもしれないが、誤解を招く。

藤田学校教育課長

・丁寧に言うと、このような表現になる。「各校または各中学校区」とすればわかりやすくなるでしょうか。

廣田委員

・小学校と中学校を別にしないで、「各小中学校」でよいのではないか。

藤田学校教育課長

・特別支援学校もありますので、「各市立学校」ではいかがでしょうか。

渡辺教育長

・「区」はつけなくてよいですか。要するに中学校区に置かれた場合は、小学校区も含めてのコミュニティ・スクールになると理解しているが、それでよいか。そうすると、学校ではなく学校区と言ったほうがよいと思うがいかがでしょうか。

藤田学校教育課長

・では、「各市立学校区」という表現でいかがでしょうか。市立学校区という言葉になれば、小学校の学校区においても、あるいは小学校を含む中学校の学校区においても包含する意味合いになると思います。

廣田委員

・「各校または各中学校」より「学校または中学校区」という表現のほうがわかりやすいと思うがいかがでしょうか。

渡辺教育長

・「各校または各中学校」という表現を少し変えたほうがよいという提案で、いくつか意見が出ましたが、明確な一致が見られていない状況です。この部分については、改めて表現を精査して、再度提示したうえで制定ということで進めたいと思うがいかがでしょうか。

廣田委員

・第1条については、読んだときに違和感なく次のところに流す程度の書き方でよいと思う。違和感ある表現だったので意見を言った。表現方法は事務局に任せて議決してもよいと思う。

渡辺教育長

・廣田委員の意見に同意であればそういう方向で進めます。ほかに質疑はありますか。

廣田委員

・委員構成について、学校運営協議会委員は地域自治組織の委員が「〇」の学校から

是非入ってもらうよう、ある程度誘導してほしい。

鈴木教育文化部副参事

- ・学校づくりと地域は大いに関係性があるので、地域組織に関わっていただきながら地域と連携を図る中で進めていきたいので、働きかけていきたい。

廣田委員

- ・文科省によると、学校が地域づくりの拠点施設だと言っている。要するに、地域を愛する子ども達を育てようということになるが、ただ地域の人が学校にボランティアなどで関わるということではなく、学校が地域の方針によって教育を進めていくよう、コミュニティ・スクールには期待を持っている。

樋口生涯学習課長

- ・第3条第2項にある地域学校協働活動推進員が協働活動本部ということで、組織化についてどのような形がよいのか、現在、生涯学習課で検討している。

川崎委員

- ・地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の中に積極的に置いていくという形で進めているのか。

樋口生涯学習課長

- ・「地域学校協働活動本部」と「学校運営協議会、コミュニティ・スクール」という2つの組織があり、お互い密に連携していくことを文科省は推奨している。それを目指して、現在進めているところです。

川崎委員

- ・そうすると、資料2には地域学校協働活動推進員は登場していないので、図を変更しないといけないと思う。

藤田学校教育課長

- ・この図はコミュニティ・スクール導入当初のもので、当然、地域学校協働活動推進本部等が出来上がってくれば変えていきます。

渡辺教育長

- ・議案第2号につきまして、一部文言の修正を事務局に委任したうえで、本内容で決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(以上の質疑のあと、全員挙手で決定した)

5 その他

(1) 5月の主な行事予定について

- ・資料に基づき説明

浅田委員

- ・ガガンボ新種の話とあるが、加藤博士が発見したのか。記載したと書いてあるが。

小海森の学校キョロロ副館長

- ・加藤研究員が発見して新種として論文を発表した。新種が発見というのが論文に記載されて、それが発行されて新種として認められることになるので、このような表現になる。

(2) 次回定例教育委員会の開催日時

- ・5月定例会 5月28日(火) 9時30分から開催することを確認した。
- ・6月定例会 6月26日(水) 13時30分から開催することを確認した。

廣田委員

- ・学区適正化について、4年前の方針の時は、教育委員会で賛成と反対が分かれたうえでの方針だと聞いている。今回は全員一致した案を出したいと考えている。全員一致が図られるような議論の仕方を考えていただきたい。

鈴木教育文化部副参事

- ・そう考えている。まずは、提出された提言の内容を地域の方々によく理解していただかなければいけないと思っている。相当時間をかけてもやろうと思っている。地域と話し合いを進める中で、いくつかの案や方向性が出てくると思うので、それを形にして素案として地域に持っていき、住民との協議を重ねていきたい。同時に教育委員会にもお諮りしながら最終的な方向性を出していくよう進めていきたい。

以上で、14時40分に渡辺教育長が閉会を宣言した。

以上の会議録に誤りがないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員

会 議 書 記